

資料編

1. 用語集.....	56
2. 市民・事業者及び小中学生におけるアンケート調査結果の概要.....	64
3. 玉名市環境基本条例.....	88
4. 施策と関連のある SDGs のターゲット.....	91

1.用語集

●あ行

愛知目標

平成 22 (2010) 年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標のこと。令和 2 (2020) 年までに達成させる目標として 20 項目が定められたが、完全に達成した目標はゼロとされた。

空き家バンク制度

市内の空き家の有効活用を通して、地域活性化を目指した制度のこと。所有者から登録していただいた市内の賃貸・売却できる物件を、利用を希望する方々に情報提供している。

空家等対策計画

空家等(建築物、工作物及び敷地)の実態を把握し、空家の予防・適正管理や利活用を適切に推進する上で必要となる空家等対策に関する基本的な方針、空家等対策の取組等の総合的な対策を策定し、市民の安全・安心な生活環境を維持・向上させることを目的とした計画。

空家等対策の推進に関する条例

空家等の発生の予防、適切な管理及び活用促進を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成 26 (2014) 年法律第 127 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、空家等の管理の重要性を明確にするとともに、防災、防犯、衛生、景観等の市民の安心で、かつ、安全な生活環境を保全し、魅力あるまちづくりの推進及び地域の良好な景観の保全に寄与することを目的とした条例。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて長期的・総合的な観点から排出される一般廃棄物を適正に処理するための施策や事業に対する基本方針を示した計画。

エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めることなどにより燃料の節約に努め、車の燃料消費量や温室効果ガス排出量を減らす運転のこと。

オオキンケイギク

5月~7月にかけて、鮮やかな黄色の花をつける花。九州各地の道端や河原などでよく見かけるが、繁殖力が強く在来生態系への影響が危惧されるため、特定外来生物に指定され、栽培などが禁止されている。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄) などの太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 種類としている。

●か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロであること。

河川水援隊

菊池川流域同盟の構成市町の住民の中から委嘱された方々で河川の監視活動などを行っている。

河川防災ステーション

水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するもの。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として活用される施設のこと。

環境アセスメント

開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度のこと。

環境基準

「環境基本法」により国が定めるもので、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

合併浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処

理浄化槽からの転換が進んでいる。

菊池川流域同盟

平成元（1989）年に、菊池川流域 21 市町村（現在は市町村合併により 9 市町）と住民代表により、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的に結成され、全国で初めてとなる流域単位で統一した「菊池川を美しくする条例」を制定している。

気候変動

数十年かそれ以上の期間にわたって気候の状態が変化すること。気候変動は、自然起源や人為起源により引き起こされると考えられており、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、気候変動を「地球大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」としている。

気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。令和 2（2020）年に公表された「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、令和 3（2021）年に改定され、PDCA サイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関する KPI（重要業績評価指標）の設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施について記載されている。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこ

れが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。

熊本県廃棄物処理計画

「循環型社会」の形成の推進のため、県民や事業者が営む生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から、本県の廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して取組みを進めるための計画。

クリーンエネルギー

温室効果ガスを排出しない、または排出量を抑えたエネルギーのこと。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物を主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する光化学オキシダントが、高濃度になり遠くがかすんで見えるようになる現象のこと。

国土強靱化地域計画

大規模自然災害がいつ発生してもおかしくないとの認識の下、国及び県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、「市民の

生命を守る」「地域・社会の機能維持」「市民財産等の被害の最小化」「迅速な復旧復興」を基本目標とし、「安全安心な玉名市づくり」を着実に推進するための計画。

国連気候変動枠組条約締約国会議

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標として、平成4(1992)年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、平成7(1995)年から毎年開催されている年次会議のこと。

コンテナ回収

資源物の品目ごとに回収コンテナを並べて、コンテナごと回収する方法のこと。

昆明・モンテリオール生物多様性枠組

生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平、生物多様性と健康などを目標としている。

●さ行

再生可能エネルギー

化石燃料のように使えば減って枯渇するエネルギーに対し、使用しても減ることのないエネルギーで、許容される範囲内で使えば何回でも再生できるエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小規模水力発電、バイオマスエネルギー等がある。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までの国際目標のこと。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27（2015）年に国連サミットで採択された目標で、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標のこと。持続可能な開発目標（SDGs）を中核としている。

循環型社会

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。

循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたもの。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができずに捨てられてしまう食品のこと。家庭で発生する食品ロスには、食べきれずに廃棄される食べ残し、賞味期

限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄された直接廃棄、厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に除去された可食部分を廃棄する過剰除去がある。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律。

新玉名駅周辺等整備基本計画

新玉名駅周辺の開発方針を具体的に示し、今後のまちづくりの方向性や土地利用の在り方等を定めたもの。

森林整備計画

市町村が 5 年ごとに作成する 10 年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方に基づくゾーニング、本市の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想のこと。

森林経営管理制度（森林経営管理法）

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度のこと。

水防計画

玉名市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、玉名市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することをもって公共の安全を保持することを目的とする。

ストックマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

生態系

あるまとまった地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指し、池、森、山、海域などが、それぞれの生態系として扱われる。生物同士や生物と環境は相互に関係しており、開発などによる自然の改変は、そうした既存の生態系のバランスを崩してしまうおそれがある。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。「生物多様性条約」では、生態系の多様性（森林、里地里山、河川、湿原など色々なタイプの自然）・種の多様性（動植物から細菌などの微生物まで色々な生き物）・遺伝子の多様性（同じ種でも異なる遺伝子を持つことによる、形や模様、生態などにおける多様な個性）の3つのレベルがあるとしている。

生物多様性くまもと戦略（2030）

熊本県では、県民、事業者、市町村、県などの主体ごとの役割を明確にすると

ともに、熊本県の関係部局における取組方針と具体的施策を体系的に整理することにより、県庁内部での連携や、地域における連携組織の活動を通じて、県下における生物多様性保全の取組みが効果的に行われるようにするための指針として、「生物多様性くまもと戦略」を策定した。今般、国内外の生物多様性をめぐる状況の変化などを踏まえ、2030年（令和12年）までの新たな戦略として「生物多様性くまもと戦略2030」が策定された。

生物多様性条約

様々な恵みをもたらす生物多様性を保存するため、日本だけでなく世界全体で取り組むために策定された条約のこと。生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分、以上3つを目的としている。

ゼロカーボン社会

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す社会のこと。

●た行

脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を防ぐために、化石燃料からの脱却を目指し、化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることを脱炭素化といい、脱炭素化により温室効果ガスの排出量が実質ゼロである社会のこと。

地域循環共生圏

日本が目指す持続可能な社会の姿であり、都市も地方も多くの課題が山積するなか、それぞれの地域が主体的に「自ら

課題を解決し続け」、得意な分野で互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」のこと。地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから「ローカル SDGs」とも呼ばれている。

地域防災計画

玉名市の地域に係る災害対策全般に関し、おおむね市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、地域内の防災関係機関等の防災活動を含め、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的としている。

地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等が示されている。令和 3 (2021) 年に改訂され、「2050 年カーボンニュートラル」宣言、令和 12 (2030) 年度 46%削減目標等の実現に向けた主な対策・施策として、自治体における促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合の義務付け

拡大、令和 32 (2050) 年に向けたイノベーション支援等を挙げている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第 3 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) において京都議定書が採択されたことを受け、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止するため、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組む枠組みを定めた法律。令和 3 (2021) 年に一部を改正する法律案が閣議決定され、「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けること、地域の再エネ活用事業を促進すること、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等の措置が示された。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

電気自動車 (EV)

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モーターを動力源として走行する。騒音・振動が少なく、走行中は二酸化炭素や有害ガスなどを含んだ排気ガスが出ないため、環境問題の改善に期待されている。BEV (Battery Electric Vehicle)、または EV (Electric Vehicle) と略される。

特定外来生物

外来生物 (移入種) のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のこと。卵や種子なども含まれる。

都市計画マスタープラン

今後のまちづくりの方向性を具体的に示し、住民と方向性を共有しながら都市計画をしていくための、いわば「都市計画行政の行動指針」となるもの。

●な行

ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる行動のこと。

●は行

ハイブリッド車（HEV）

ハイブリッドとは、異なるものの組み合わせによって生み出されるものを意味する。ハイブリッド自動車は、作動原理（エンジンとモーター等）、または利用するエネルギー（ガソリンと電気等）、いずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いた自動車のこと。HEV（Hybrid Electric Vehicle）と略される。

パリ協定

パリにて開催された国連気候変動枠組条約締結国会議において発行された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みのこと。

●ま行

マイクロプラスチック

大きさが5mm以下のサイズのプラスチックごみのこと。

まち・ひと・しごと創生総合戦略

玉名市人口ビジョンにおいて示す将来展望を踏まえ、本市における「まちの創生」、「ひとの創生」、「しごとの創生」を一体的に取り組むため、第1期玉名市

まち・ひと・しごと創生総合戦略に引き続き、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

●や行

遊休農地

かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地のこと。

●ら行

リサイクル（Recycle）

廃棄物などを原材料やエネルギー源として有効利用すること、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組として含まれる。

立地適正化計画

市町村が指定した範囲内において、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクトシティ+ネットワークの都市構造を目指す計画のこと。

リデュース（Reduce）

製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取組として含まれる。

リフューズ（Refuse）

廃棄物となるものを拒否し、廃棄物の発生を防ぐこと。レジ袋や過剰包装を断る、不要な物を買わない、もらわないなどの取組がある。

リユース (Reuse)

使用済製品やその部品などを繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発なども取組として含まれる。

●英数字

30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標

令和 12 (2030) 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる (ネイチャーポジティブ) というゴールに向け、令和 12 (2030) 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

3R+Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則。回避可能なプラスチックの使用は合理化 (Reduce、Reuse) したうえで、必要不可欠な使用については再生素材や再生可能資源 (紙・バイオマスプラスチック等) に適切に切り替え (Renewable)、徹底したリサイクルの実施 (Recycle) を図ることでプラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環を目指すこと。

4R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の 3R にリフューズ (Refuse) を加えた、ごみを減らす取組のこと。

2. 市民・事業者及び小中学生におけるアンケート調査結果

の概要

(1)実施概要

「第2次玉名市環境基本計画後期計画」の作成にあたり、市民及び事業者意見を反映するため、アンケート調査を実施した。

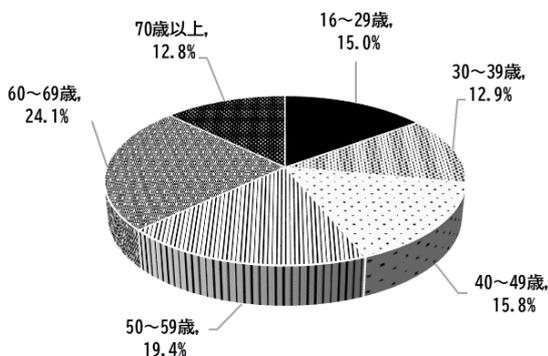
	市民	事業者	小中学生
調査対象	市内に在住する満 16 歳以上の男女 1,500 人	市内に所在する事業者 100 事業所	市立小中学校児童・生徒 1,100 人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出	小学 5 年生 中学 2 年生
実施方法	郵送調査法（郵送配布・郵送回収）		
調査期間	令和 5（2023）年 9 月～10 月		
回収率	39%（590/1,500）	50%（50/100）	88%（972/1,100）

(2)市民アンケート結果

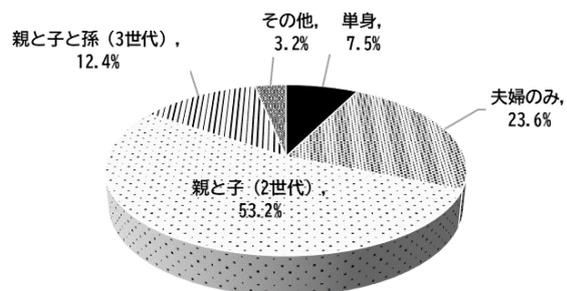
■回答者の属性

年代	60歳代が最も多く 24.1%、次いで 50歳代 19.4%、40歳代 15.8%となっている。
家族構成	親と子（2世代）が最も多く 53.2%、次いで夫婦のみ 23.6%、親と子と孫（3世代）12.4%となっている。
居住年数	20年以上が 71.7%を占めている。
居住地 （小学校区）	玉名町小学校区が 19.9%と最も多く、次いで築山小学校区が 14.6%、玉陵小学校区が 9.9%となっている。

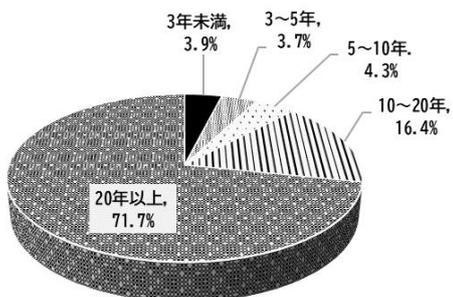
1) 年代



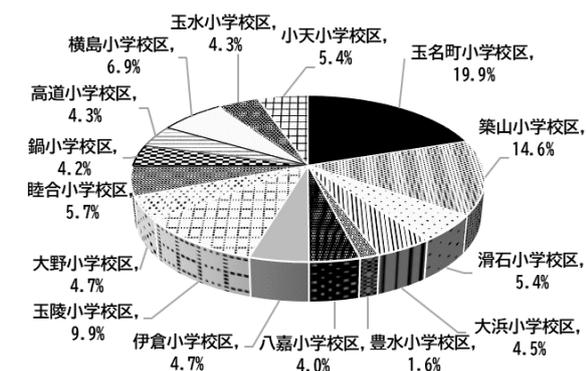
2) 家族構成



3) 居住年数



4) 居住地区（小学校区）

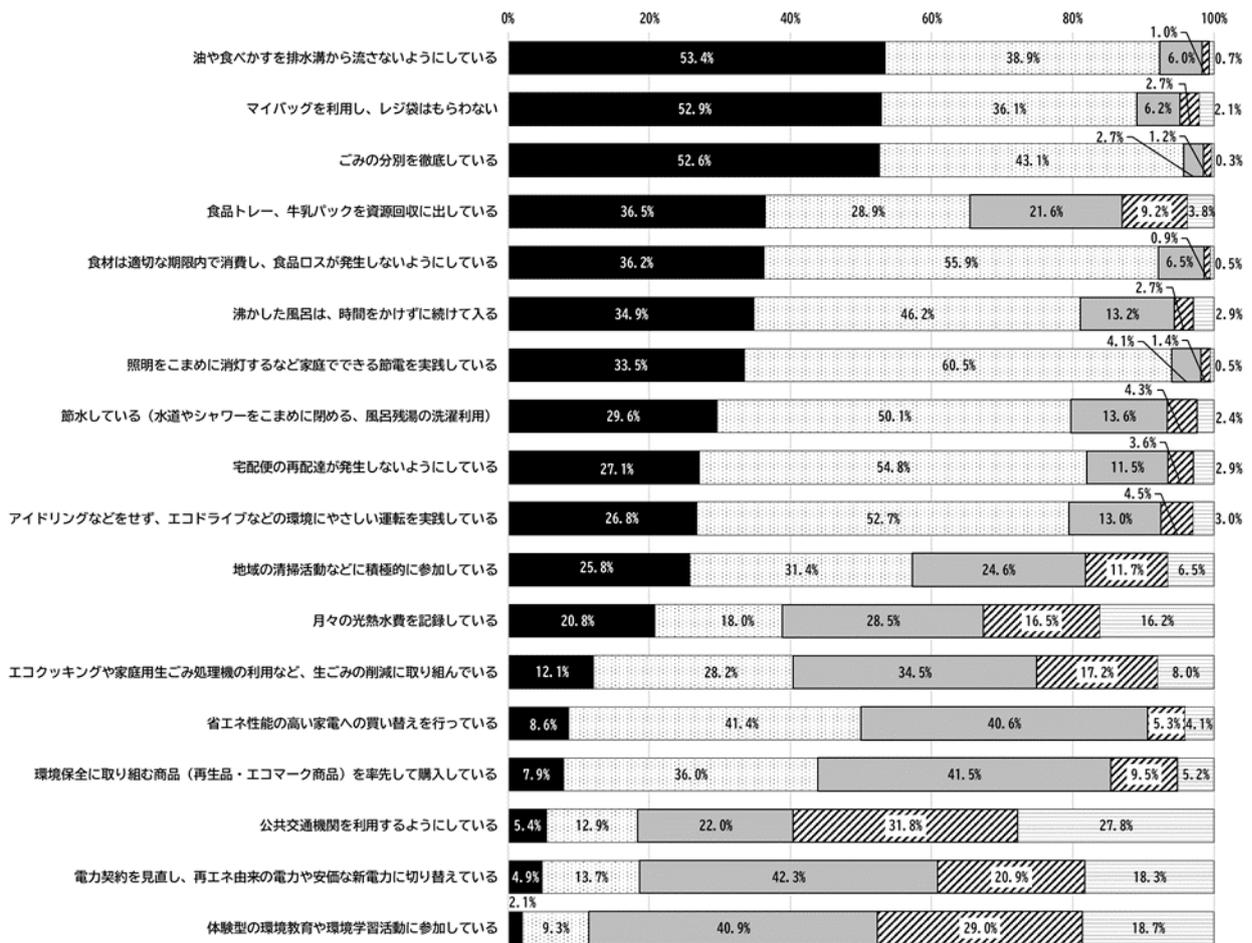


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問1 あなたは以下の環境保全につながる行動を、日ごろどの程度実行していますか。項目ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

■環境保全行動の取り組み状況

- 「油や食べかすを排水溝から流さないようにしている」、「マイバッグを利用し、レジ袋はもらわない」、「ごみの分別を徹底している」は『いつもしている』割合が50%を超えている。
- 「電力契約を見直し、再エネ由来の電力や安価な新電力に切り替えている」、「環境保全に取り組む商品（再生品・エコマーク商品）を率先して購入している」、「体験型の環境教育や環境学習活動に参加している」、「省エネ性能の高い家電への買い替えを行っている」は『今はしていないが今後していきたい』割合が40%を超えている。
- 「公共交通機関を利用するようにしている」は『今はしていないし今後も気が進まない』『今はしていないし今後もする気はない』を合わせると50%を超えている。



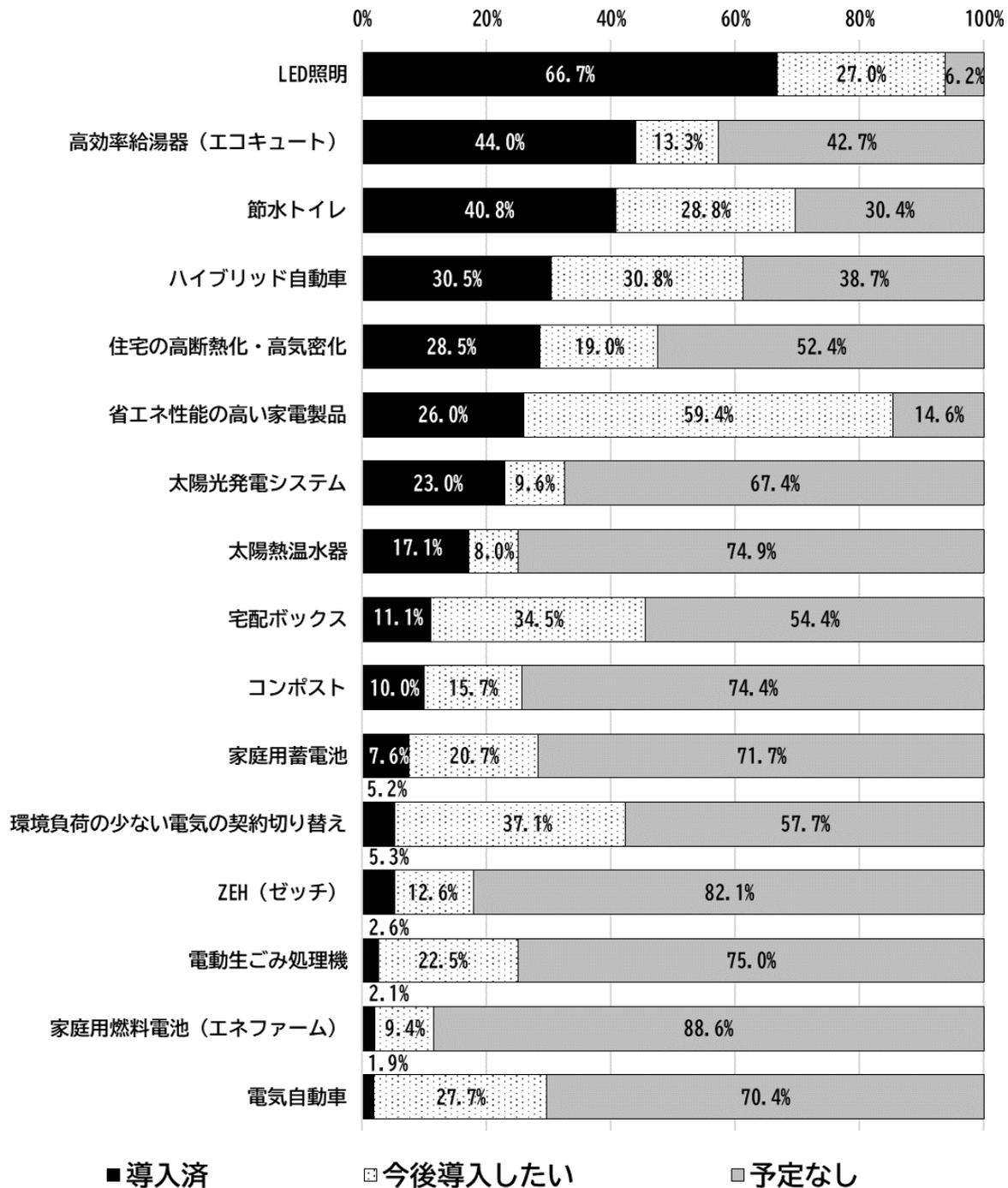
■いつもしている □できるだけしている □今はしていないが今後していきたい □今はしていないし今後も気が進まない □今はしていないし今後もする気はない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問2 ご家庭における環境保全につながる設備機器の導入状況や取組について教えてください。設備・取組ごとに1つ選び、番号に○をつけてください。

■設備機器の導入状況

- 「LED照明」の導入済割合が66.7%と最も高くなっている。
- 『今後導入したい』機器は、「省エネ性能の高い家電製品」が59.4%で最も高く、次いで「環境負荷の少ない電気の契約切り替え」が37.1%、「宅配ボックス」が34.5%、「ハイブリッド自動車」が30.8%となっている。

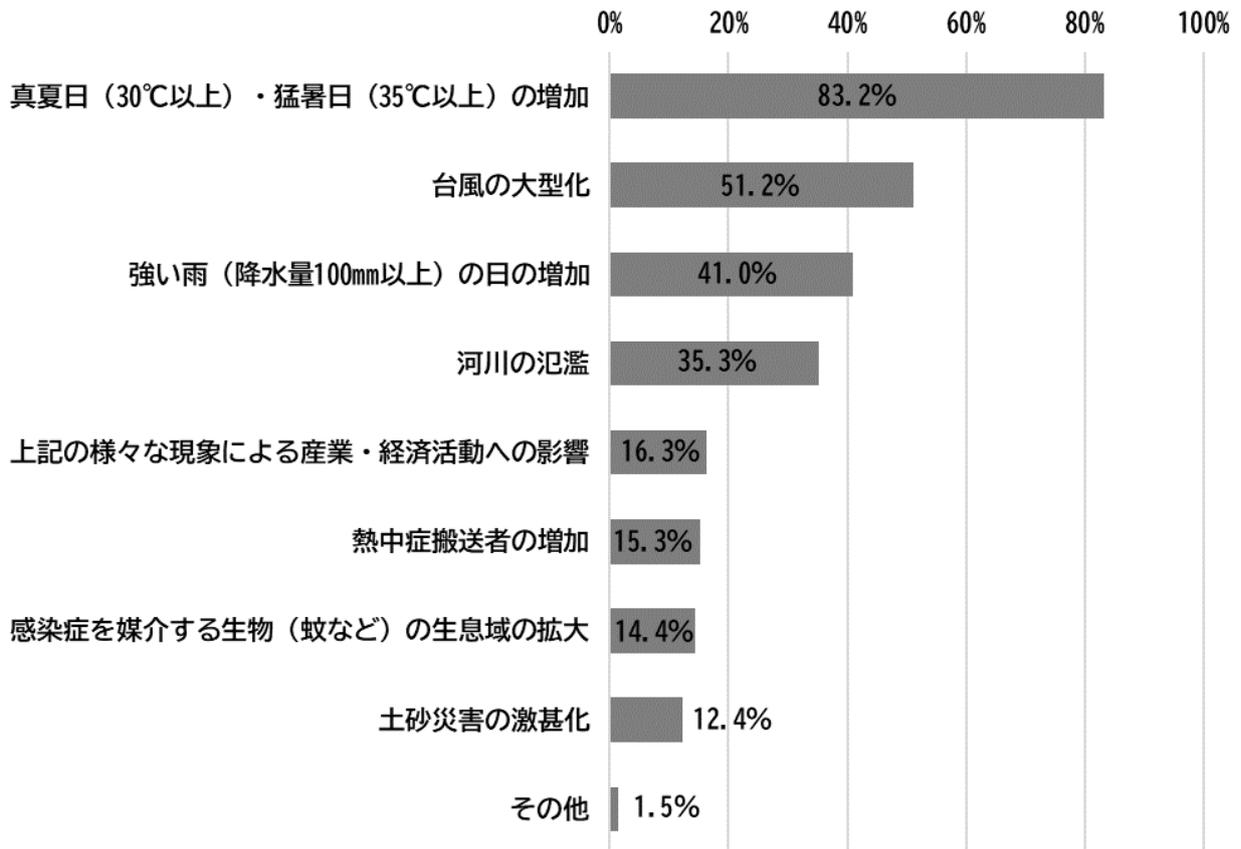


※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

問3 次の近年の自然現象について、あなたの関心が高い項目はどれですか。関心があるものを選んで○をつけてください。(3つ以内)

■ 関心の高い自然現象

□「真夏日(30℃以上)・猛暑日(35℃以上)の増加」が最も高く83.2%、次いで「台風の大型化」が51.2%、「強い雨(降水量100mm以上)の日の増加」が41.0%となっている。

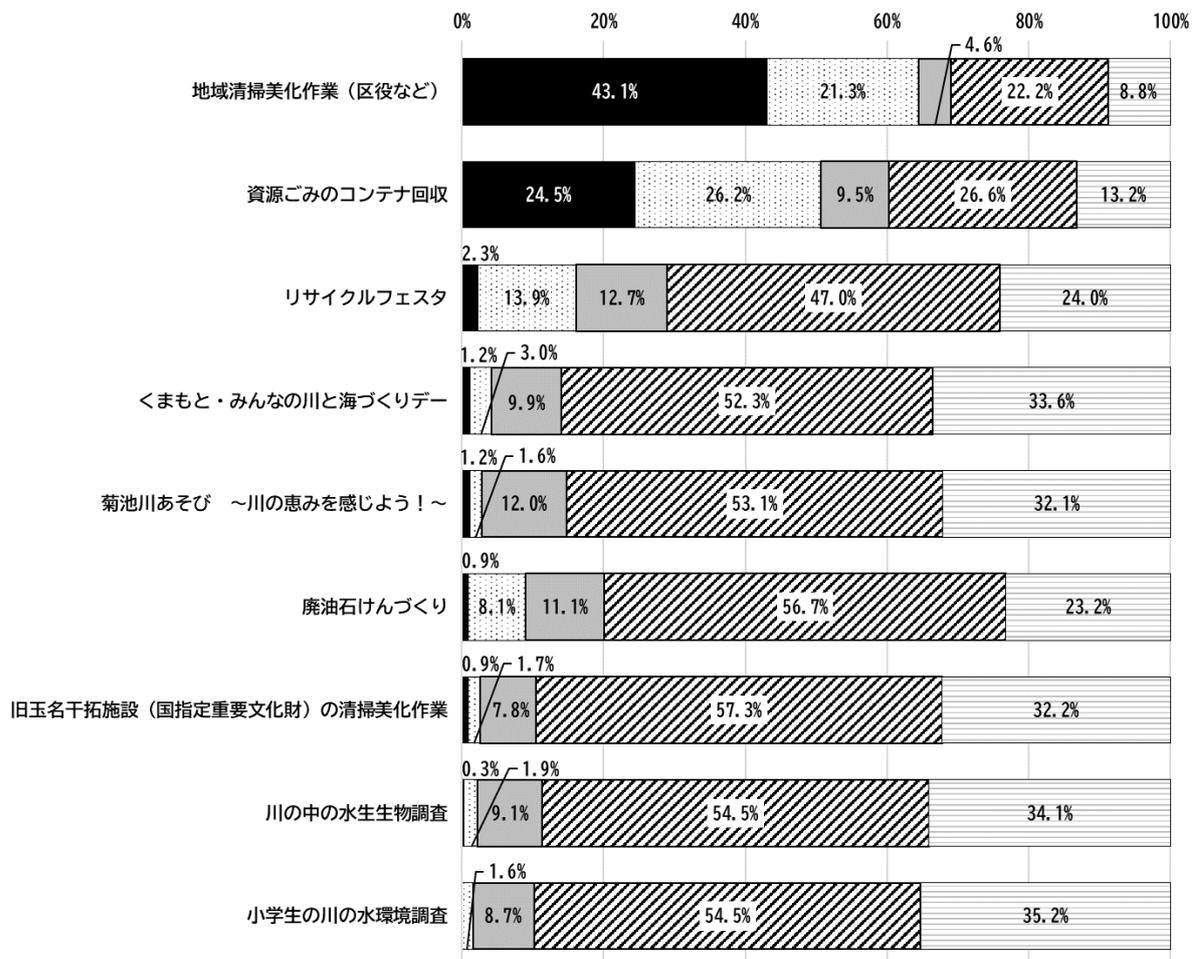


※割合(%)の値は小数点第二位を四捨五入している

問4 市や地域、団体等が行っている事業について、知っていますか。項目ごとに1つ選び、番号に○をつけてください。

■市や地域、団体が行っている事業の認知度

□『よく利用・参加する』割合は、「地域清掃美化作業（区役など）」が最も多く43.1%、次いで「資源ごみのコンテナ回収」が24.5%となっている。
 □『知らなかったが今後は利用・参加したい』割合が最も多かったのは、「リサイクルフェスタ」が12.7%、次いで「菊池川あそび ～川の恵みを感じよう！～」が12.0%、「廃油石けんづくり」が11.1%となっている。



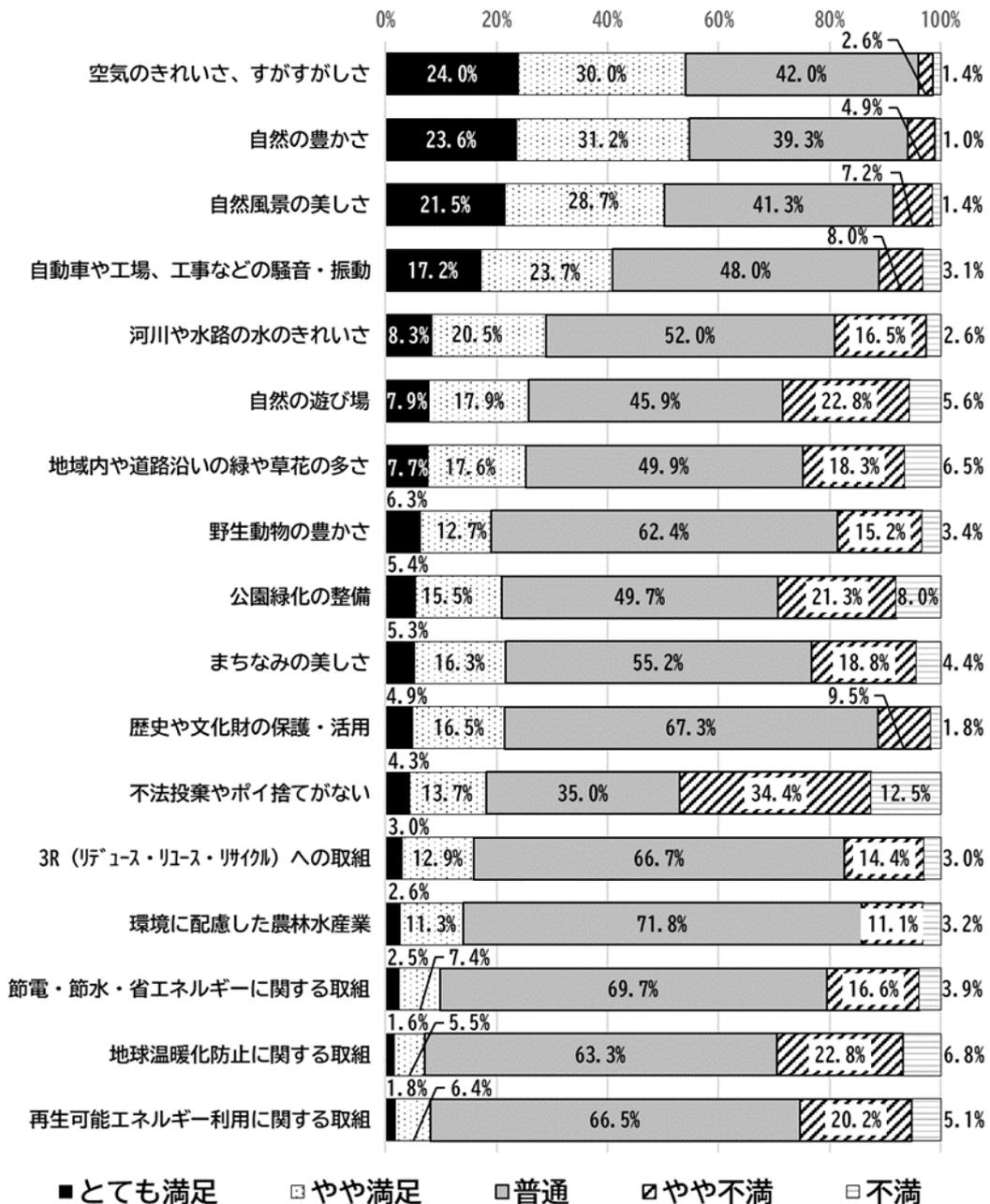
■よく利用・参加する □時々利用・参加する □知らなかったが今後は利用・参加したい □利用・参加したことがない □わからない・該当しない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問5 地域の環境について、どの程度満足していますか。あてはまる番号に○をつけてください。

■地域の環境の満足度

- 「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」の『満足度（とても満足とやや満足の合計）』は50%を超えている。
- 「不法投棄やポイ捨てがない」は『不満度（やや不満と不満の合計）』が45%を超えている。

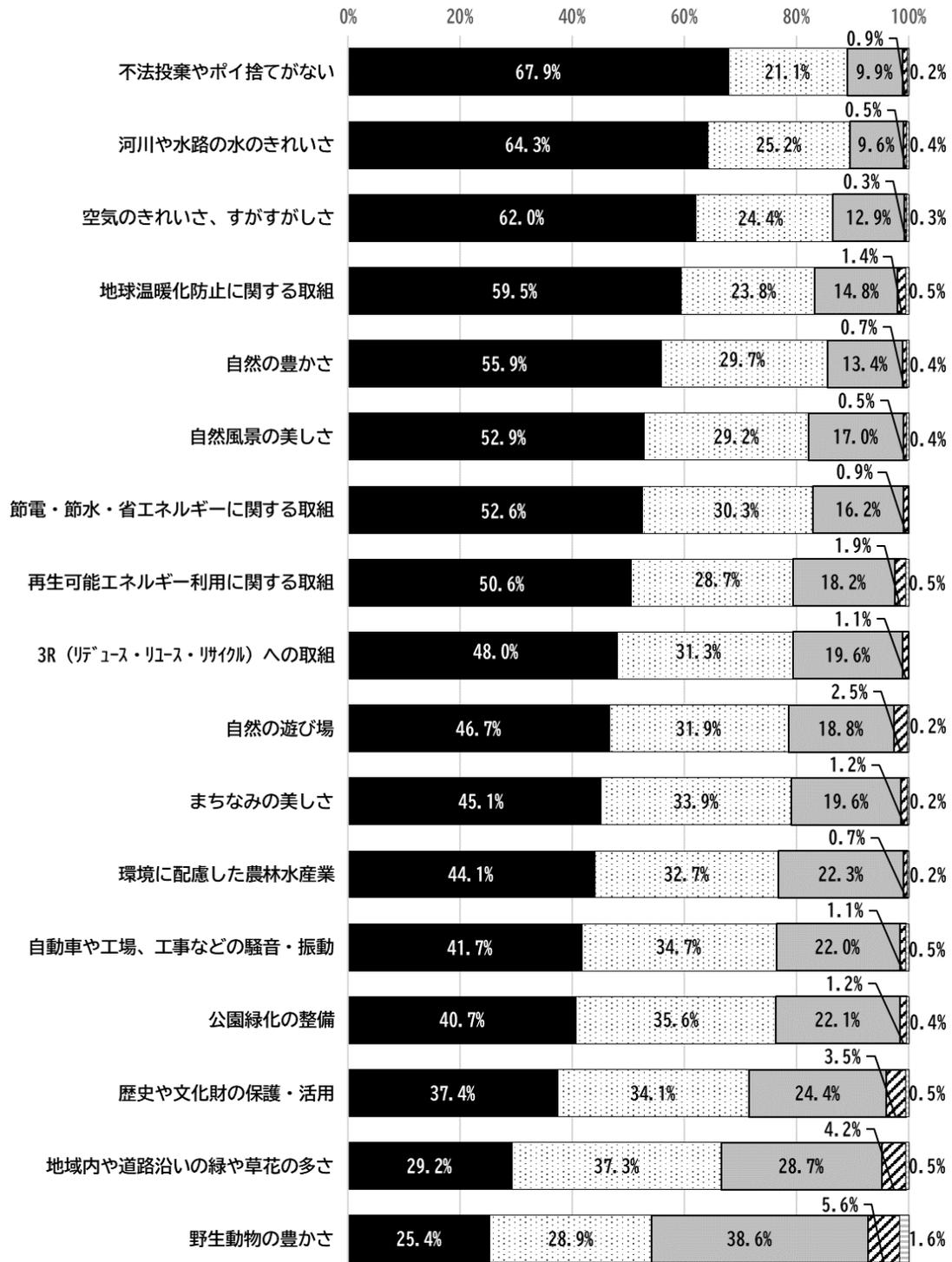


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問6 地域の環境について、将来どれくらい重要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。

■地域の環境の重要度

□『重要度（とても重要とやや重要の合計）』はいずれの項目も50%以上であり、『重要度』が高くなっている。



■とても重要 □やや重要 □普通 □あまり重要でない □重要でない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

■満足度と重要度の関係

□満足度評価点は「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自然の豊かさ」が最も高く 3.6、次いで「自然風景の美しさ」が 3.1 となっている。

□重要度評価点は全て正の値であり、重要度が高いと分類されている。

	満足度 評価点	重要度 評価点
空気のきれいさ、すがすがしさ	3.6	7.4
自動車や工場、工事などの騒音・振動	2.2	5.8
河川や水路の水のきれいさ	0.8	7.6
自然の豊かさ	3.6	7.0
自然風景の美しさ	3.1	6.7
自然の遊び場	0.0	6.1
野生動物の豊かさ	0.2	3.5
公園緑化の整備	-0.5	5.8
まちなみの美しさ	0.0	6.1
地域内や道路沿いの緑や草花の多さ	0.1	4.5
地球温暖化防止に関する取組	-1.4	7.0
再生可能エネルギー利用に関する取組	-1.0	6.3
節電・節水・省エネルギーに関する取組	-0.6	6.7
3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組	-0.1	6.3
不法投棄やポイ捨てがない	-1.9	7.8
歴史や文化財の保護・活用	0.7	5.2
環境に配慮した農林水産業	0.0	6.0

●満足度の評価点の算出方法

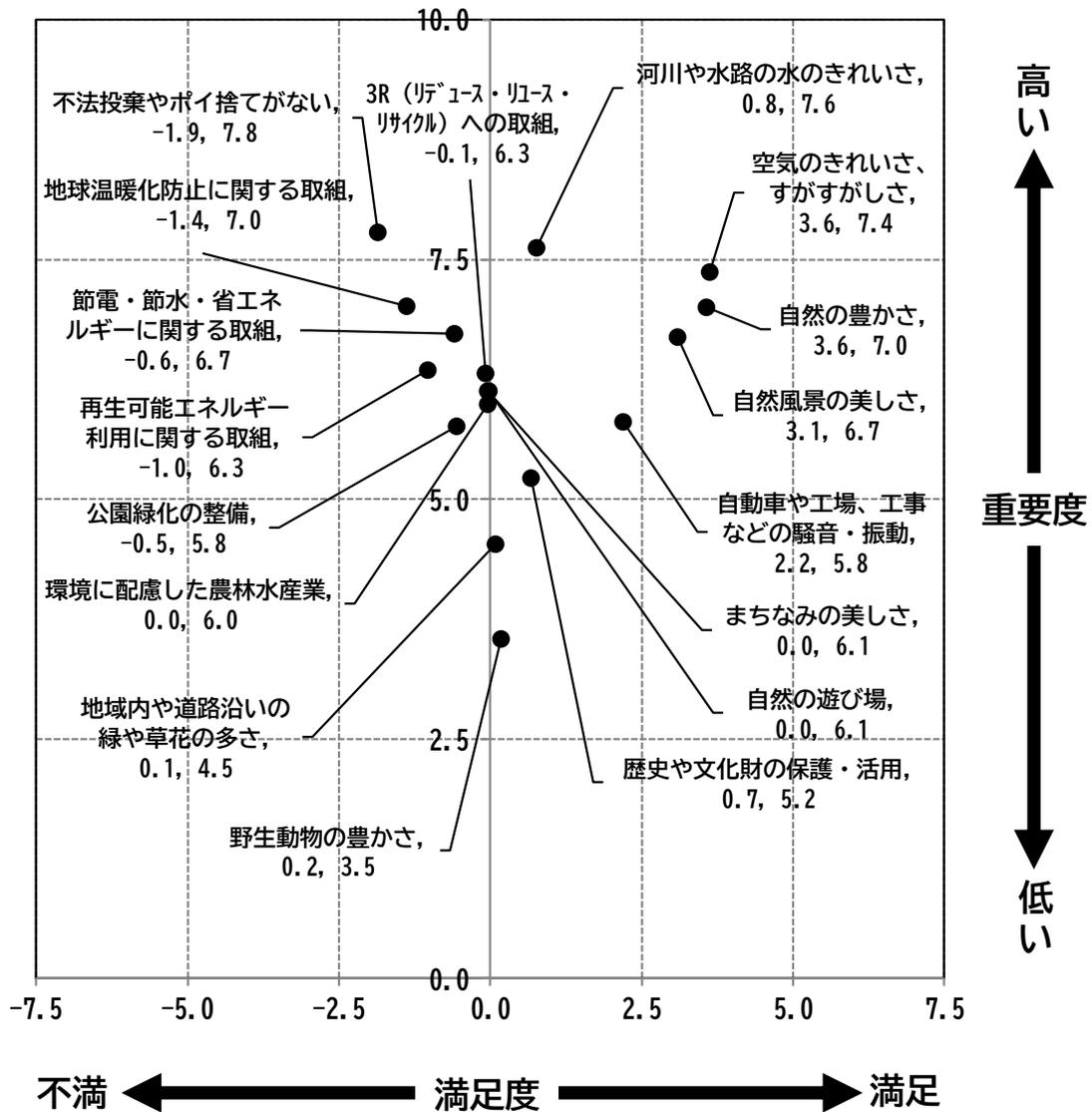
$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「とても満足」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ \text{「普通」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times (-5 \text{ 点}) \\ \text{「不満」の回答者数} \times (-10 \text{ 点}) \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「とても満足」、} \\ \text{「やや満足」、} \\ \text{「普通」、} \\ \text{「やや不満」、} \\ \text{「不満」の回答者数} \end{array} \right)$$

●重要度の評価点の算出方法

$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「とても重要」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ \text{「やや重要」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ \text{「普通」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ \text{「あまり重要でない」の回答者数} \times (-5 \text{ 点}) \\ \text{「重要でない」の回答者数} \times (-10 \text{ 点}) \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「とても重要」、} \\ \text{「やや重要」、} \\ \text{「普通」、} \\ \text{「あまり重要でない」、} \\ \text{「重要でない」の回答者数} \end{array} \right)$$

■満足度×重要度の相関図

- 生活環境や自然環境に関する取組は重要度・満足度ともに高く、現状維持が求められる。
- 地球環境や資源循環に関する取組は、重要度が高いものの満足度が低く、今後の取組強化が求められる。

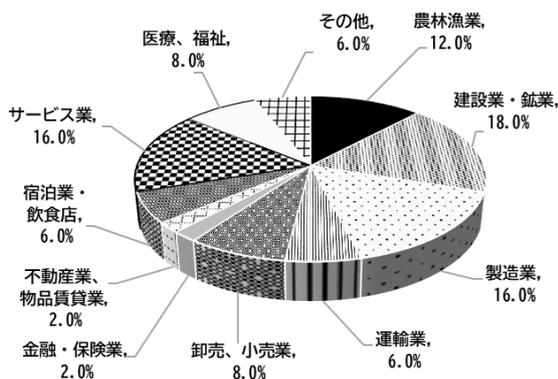


(3)事業者アンケート結果

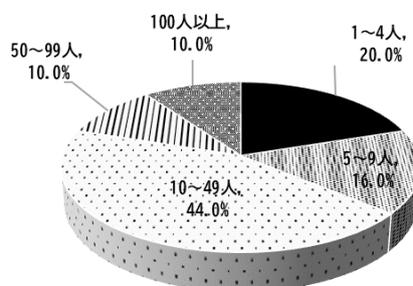
■回答者の属性

業種	建設業・鉱業が最も多く18.0%、次いで製造業、サービス業がともに16.0%、農林漁業が12.0%となっている。
従業員数	10～49人が最も多く44.0%、次いで1～4人が20.0%、5～9人が16.0%となっている。
市内での営業年数	20年以上が82.0%を占めている。
事業所形態	事務所・営業所が40.8%と最も多く、次いで工場・作業所が22.4%、店舗が20.4%となっている。
入居形態	自社所有が80.0%を占めている。

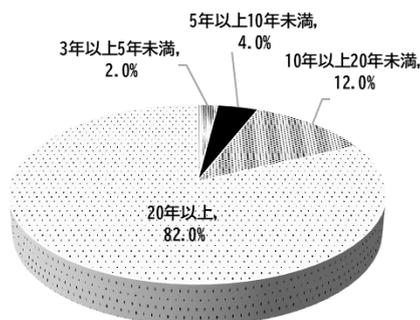
1) 業種



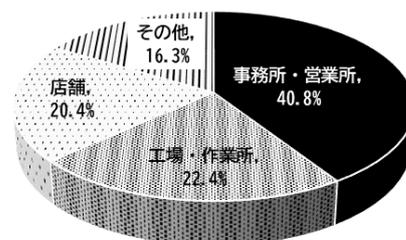
2) 従業員数



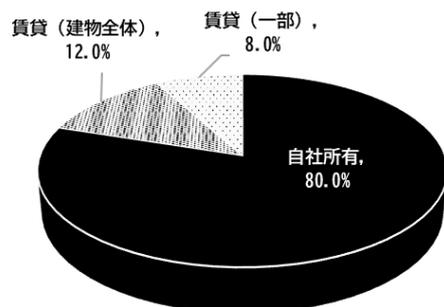
3) 市内での営業年数



4) 事業所形態



5) 入居形態

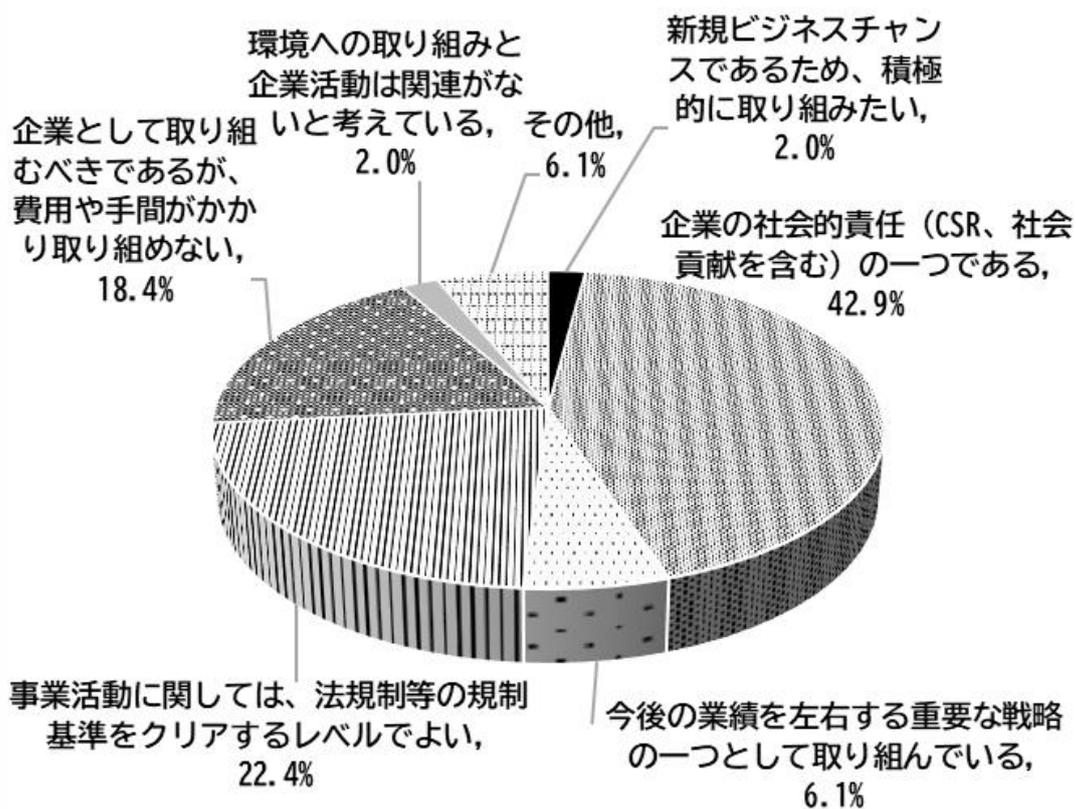


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問1 貴事業所では、脱炭素社会に向けて、企業の環境問題への取り組みと企業活動のあり方についてどう思われますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

■脱炭素社会に向けた考え方

- 「新規ビジネスチャンスであるため、積極的に取り組みたい」、「企業の社会的責任（CSR、社会貢献を含む）の一つである」、「今後の業績を左右する重要な戦略の一つとして取り組んでいる」といった積極的な取組を行っている事業所が51.0%となっている。
- 「事業活動に関しては、法規制等の規制基準をクリアするレベルでよい」、「企業として取り組むべきであるが、費用や手間がかかり取り組めない」、「環境への取り組みと企業活動は関連がないと考えている」といった消極的な事業所が42.8%となっている。



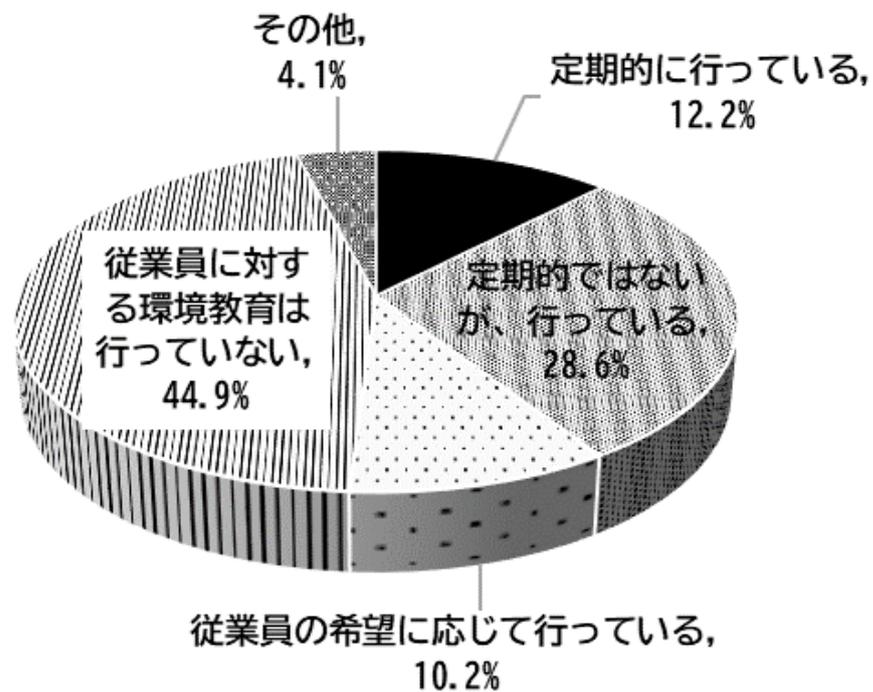
※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問2 貴事業所では、環境配慮に関する従業員教育について定期的にどのように取り組んでいますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

■環境配慮に関する従業員教育

□従業員教育を行っている（「定期的に行っている」、「定期的ではないが、行っている」、「従業員の希望に応じて行っている」の合計）事業所は、51.0%となっている。

□「従業員に対する環境教育は行っていない」事業所が 44.9%と約半数を占めている。

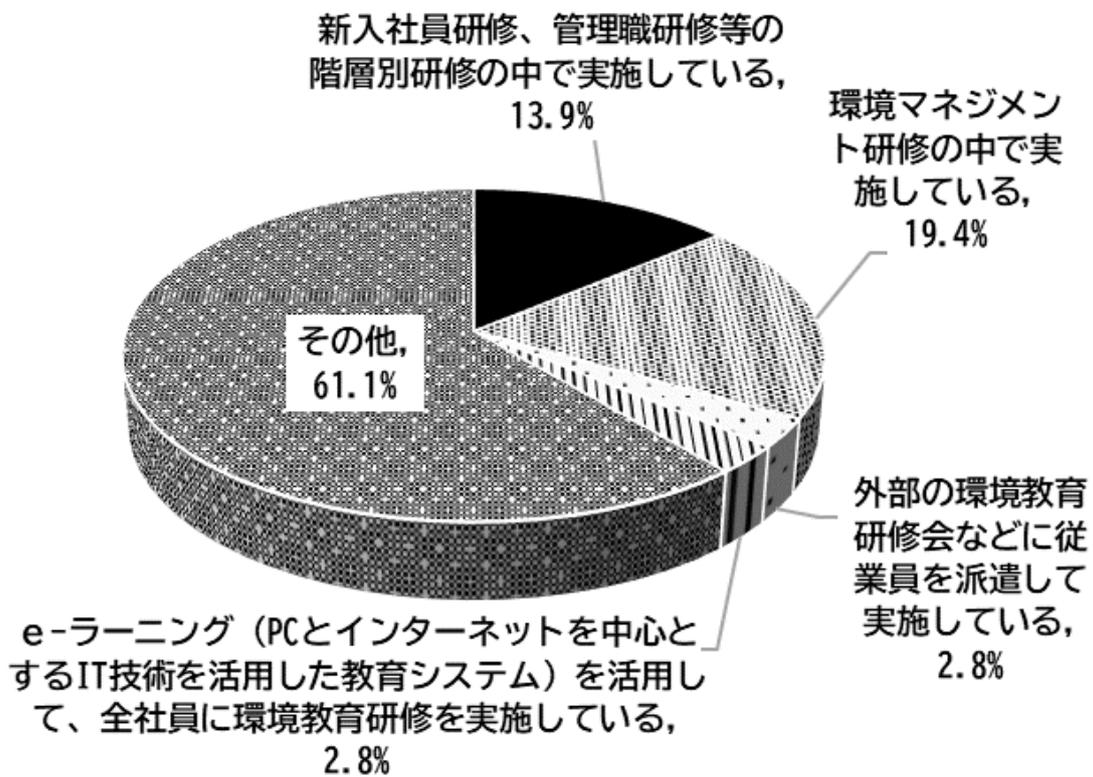


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問3 貴事業所では、従業員向け環境教育をどのような形で行っていますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

■環境教育の実施方法

□「その他」が61.1%で最も多く、次いで「環境マネジメント研修の中で実施している」が19.4%、「新入社員研修、管理職研修等の階層別研修の中で実施している」が13.9%、「外部の環境教育研修会などに従業員を派遣して実施している」「e-ラーニング（PCとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム）を活用して、全社員に環境教育研修を実施している」がともに2.8%となっている。



※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

■その他の内容

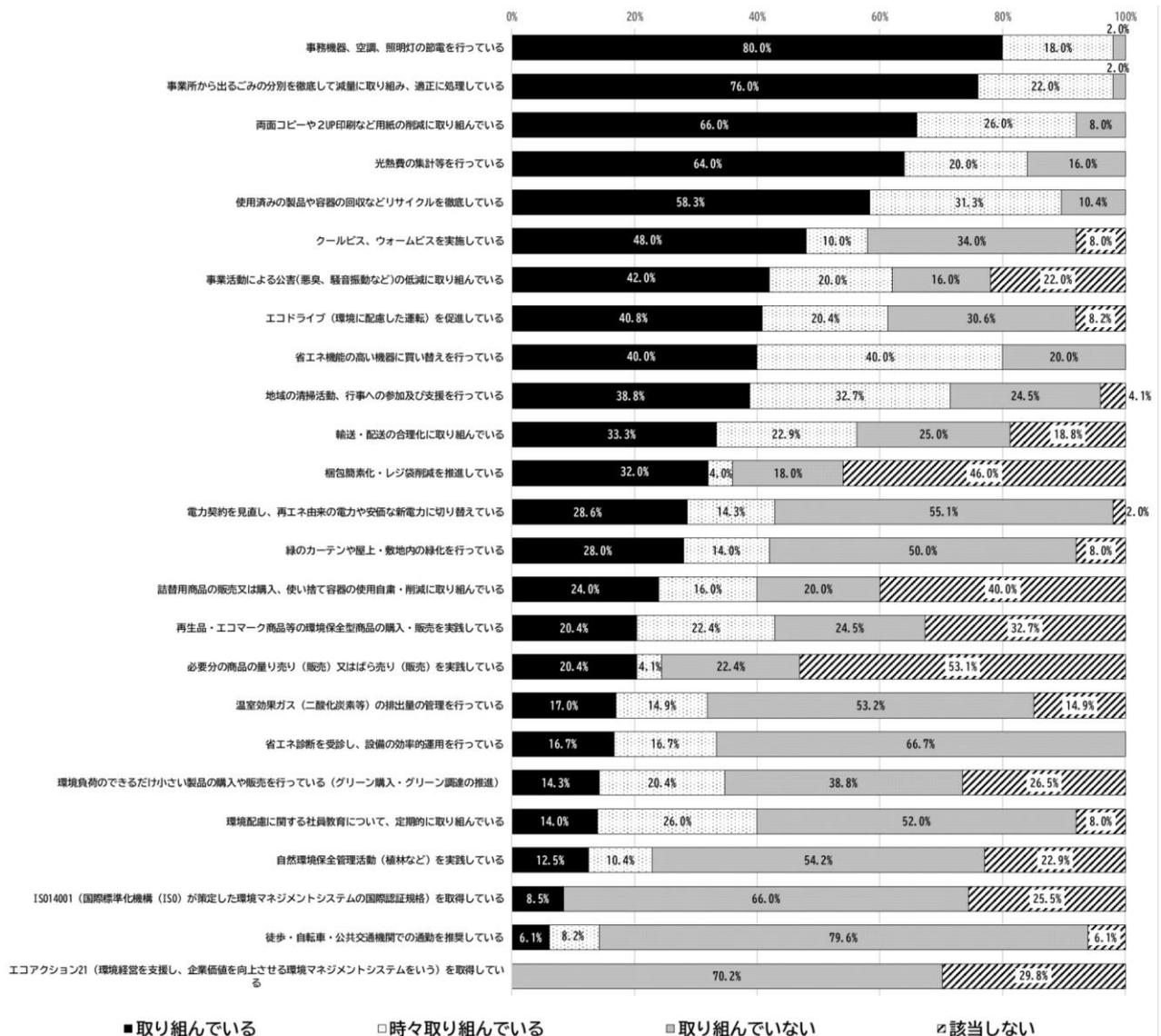
□「行っていない等」が9件、「話し合い等」が3件、「安全委員会で開催」が1件、「管理団体等への研修」が1件、「SDGs委員会にて検討」が1件、「その都度指示」が2件となっている。

問4 貴事業所では、環境保全に関する以下のような項目について、どのように取り組んでいますか。「現在」と「今後」それぞれ1つを選んで○をつけてください。なお、貴事務所に該当しない設問に関しては、「該当しないに」○をつけてください。

■環境保全の取り組み状況（現在）

- 『取り組んでいる』取り組みは、節電やゴミ減量、リサイクルに関する取り組みが多くなっている。
- 『取り組んでいない』取り組みは、「徒歩・自転車・公共交通機関での通勤を推奨している」「エコアクション21（環境経営を支援し、企業価値を向上させる環境マネジメントシステムをいう）を取得している」が70%を超えている。

環境保全の取り組み状況（現在）

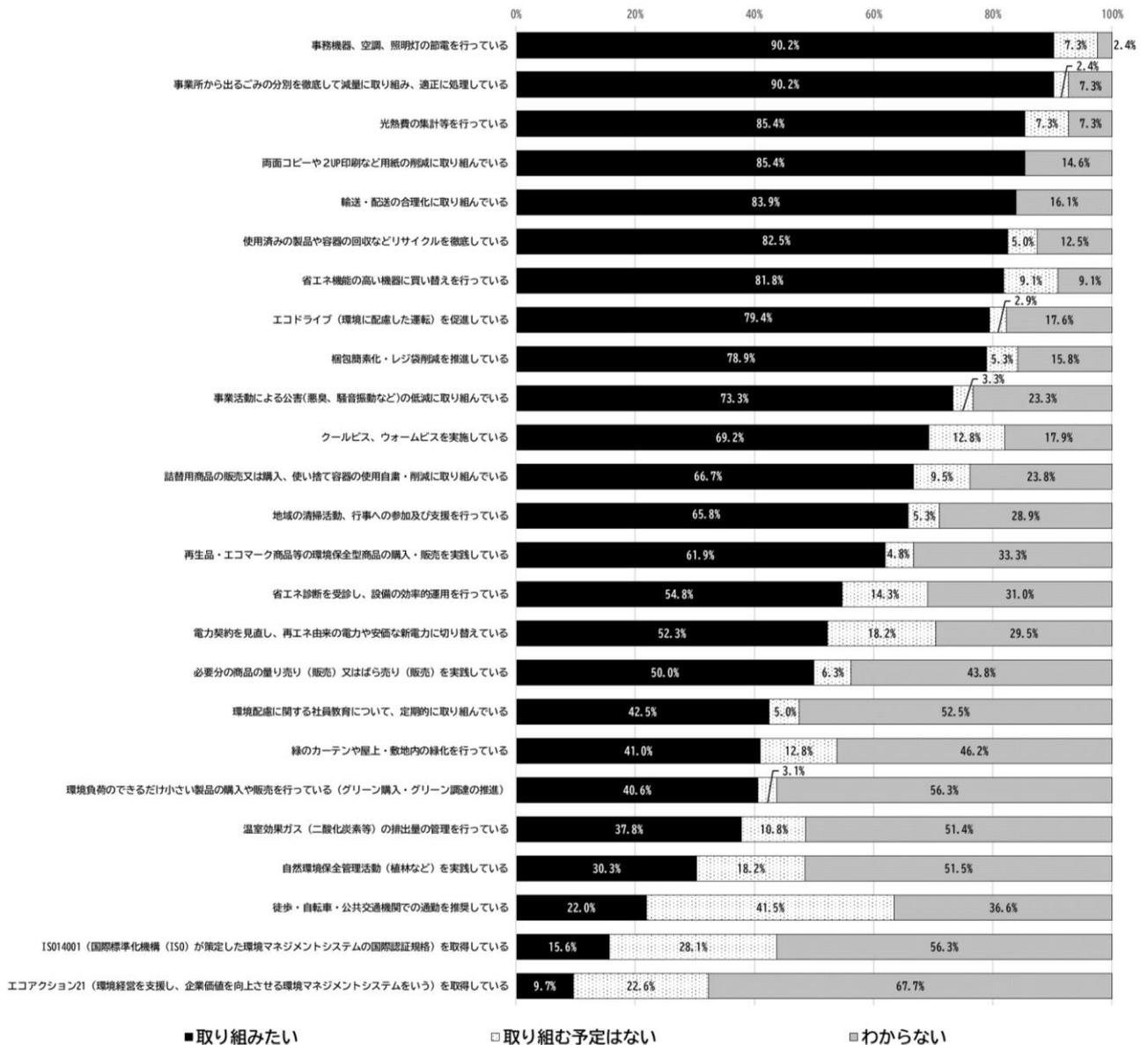


■取り組んでいる □時々取り組んでいる ■取り組んでいない □該当しない
 ※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

■環境保全の取り組み状況（今後）

□今後は『取り組みたい』という意向が多くなっているが、現在取り組んでいない取り組みの取り組み意向は低くなっている。特に、「徒歩・自転車・公共交通機関での通勤を推奨している」は『取り組む予定はない』事業所が40%を超えている。

環境保全の取り組み状況(今後)

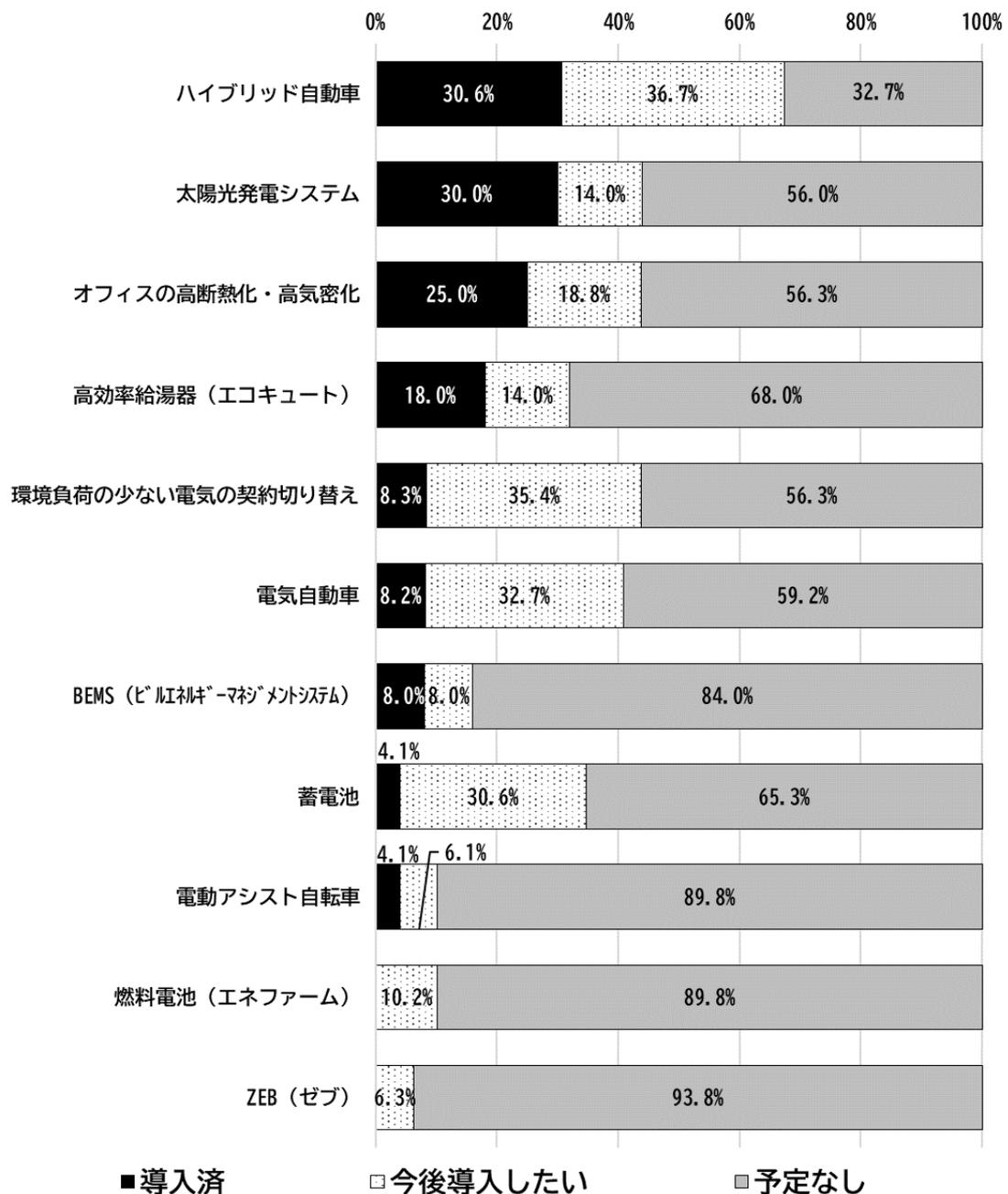


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問5 貴事業所における環境保全につながる設備機器の導入の状況について教えてください。設備ごとに1つ選び、番号に○をつけてください。

■環境保全設備機器の導入状況

□「ハイブリッド自動車」の導入率が最も高く 30.6%となっており、次いで「太陽光発電システム」が 30.0%、「オフィスの高断熱化・高気密化」が 25.0%となっている。
 □今後導入したい機器は「ハイブリッド自動車」が 36.7%で最も高く、次いで「環境負荷の少ない電気の契約切り替え」が 35.4%、「電気自動車」が 32.7%となっている。

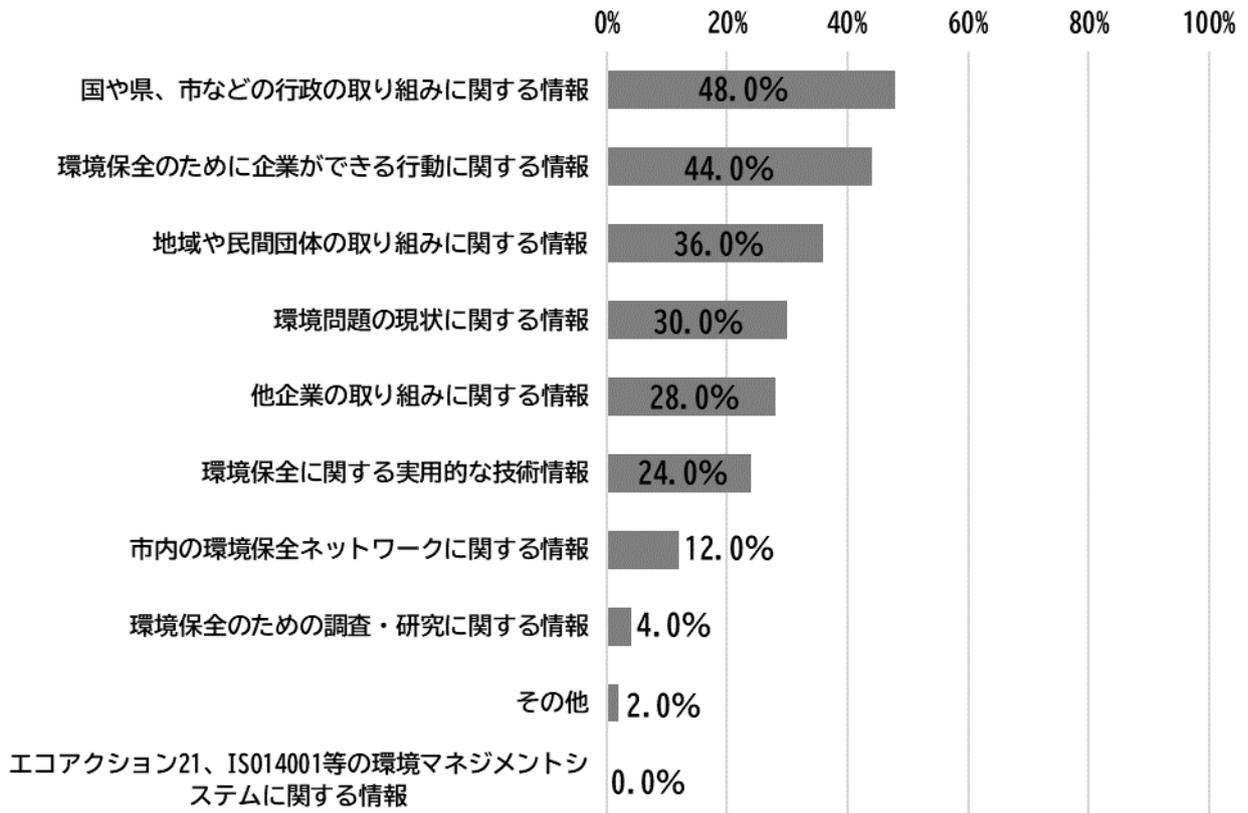


※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

問6 行政から提供してほしい環境保全に関する情報はどのようなものですか。3つまで選んで番号に○をつけてください。

■ 行政から提供してほしい情報

□ 「国や県、市などの行政の取り組みに関する情報」が最も多く48.0%、次いで「環境保全のために企業ができる行動に関する情報」が44.0%、「地域や民間団体の取り組みに関する情報」が36.0%となっている。

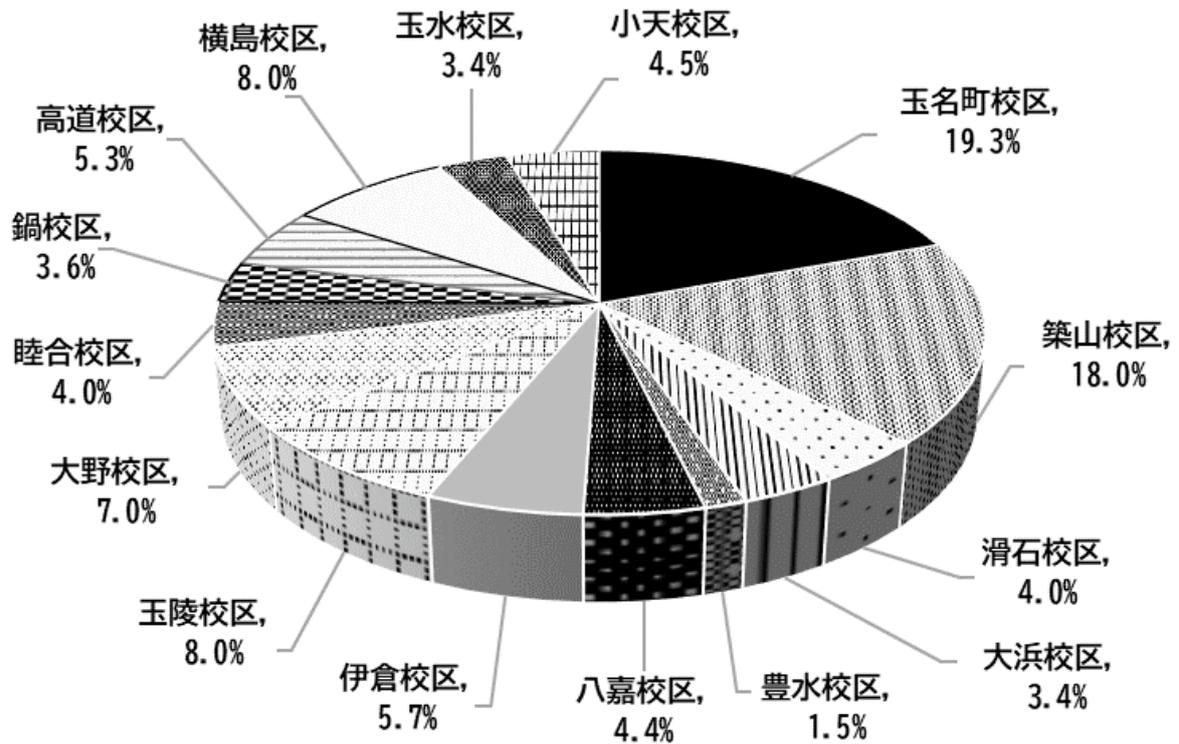


※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

(4)小学生アンケート結果

■回答者の属性

住んでいる小学校区は	玉名町小学校区が 19.3%と最も多く、次いで築山小学校区が 18.0%、玉陵小学校区と横島小学校区がともに 8.0%となっている。
------------	--



※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

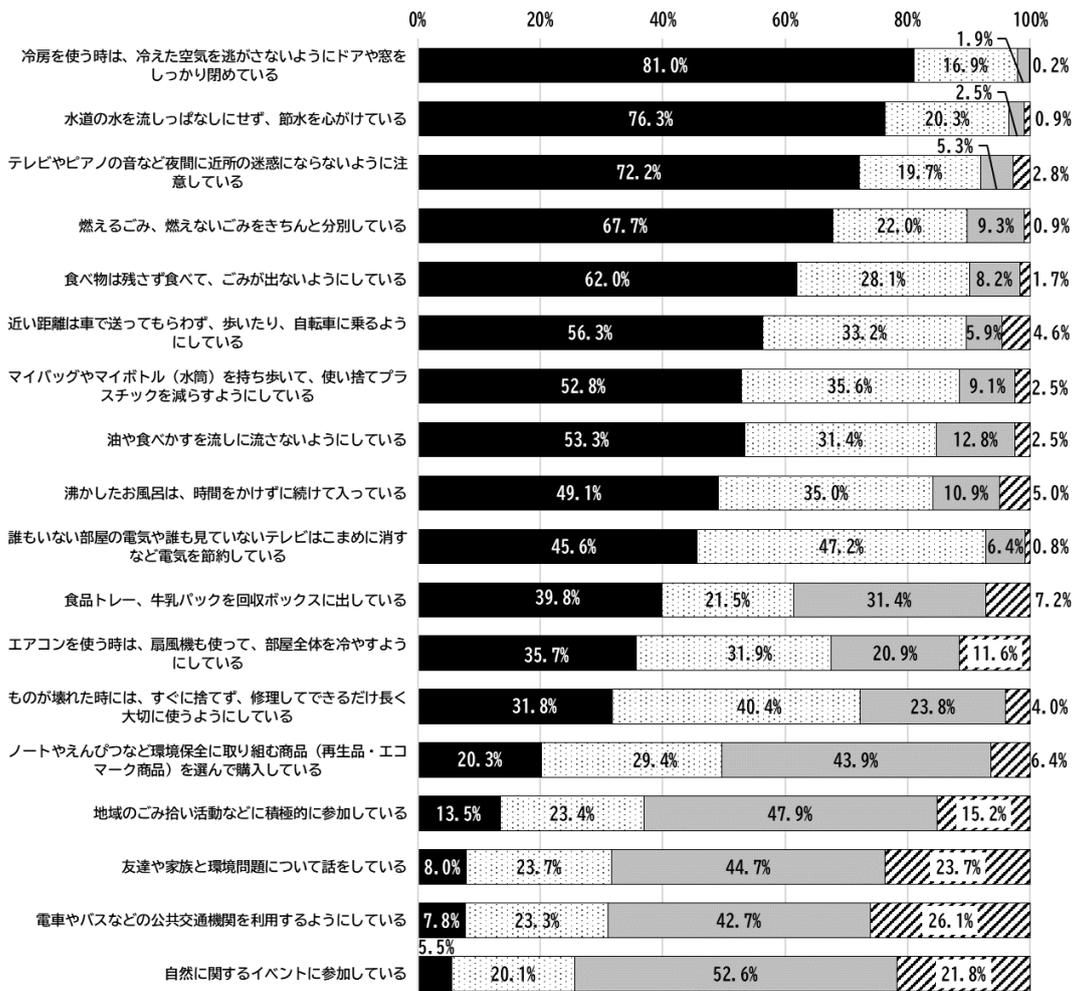
問1 あなたは環境を守るために次のような取組をしていますか？また、これから取組をしたいと思いませんか？

■環境保全行動の取り組み状況

□「冷房を使う時は、冷えた空気を逃がさないようにドアや窓をしっかりと閉めている」、「水道の水を流しっぱなしにせず、節水を心がけている」、「テレビやピアノの音など夜間に近所の迷惑にならないように注意している」は『いつもしている』割合が70%を超えている。

□「自然に関するイベントに参加している」、「地域のごみ拾い活動などに積極的に参加している」、「友達や家族と環境問題について話をしている」、「ノートやえんぴつなど環境保全に取り組む商品（再生品・エコマーク商品）を選んで購入している」、「電車やバスなどの公共交通機関を利用するようにしている」は『していないがこれからはしたい』割合が40%を超えている。

□「電車やバスなどの公共交通機関を利用するようにしている」、「友達や家族と環境問題について話をしている」、「自然に関するイベントに参加している」は『これからもするつもりはない』割合が20%を超えている。



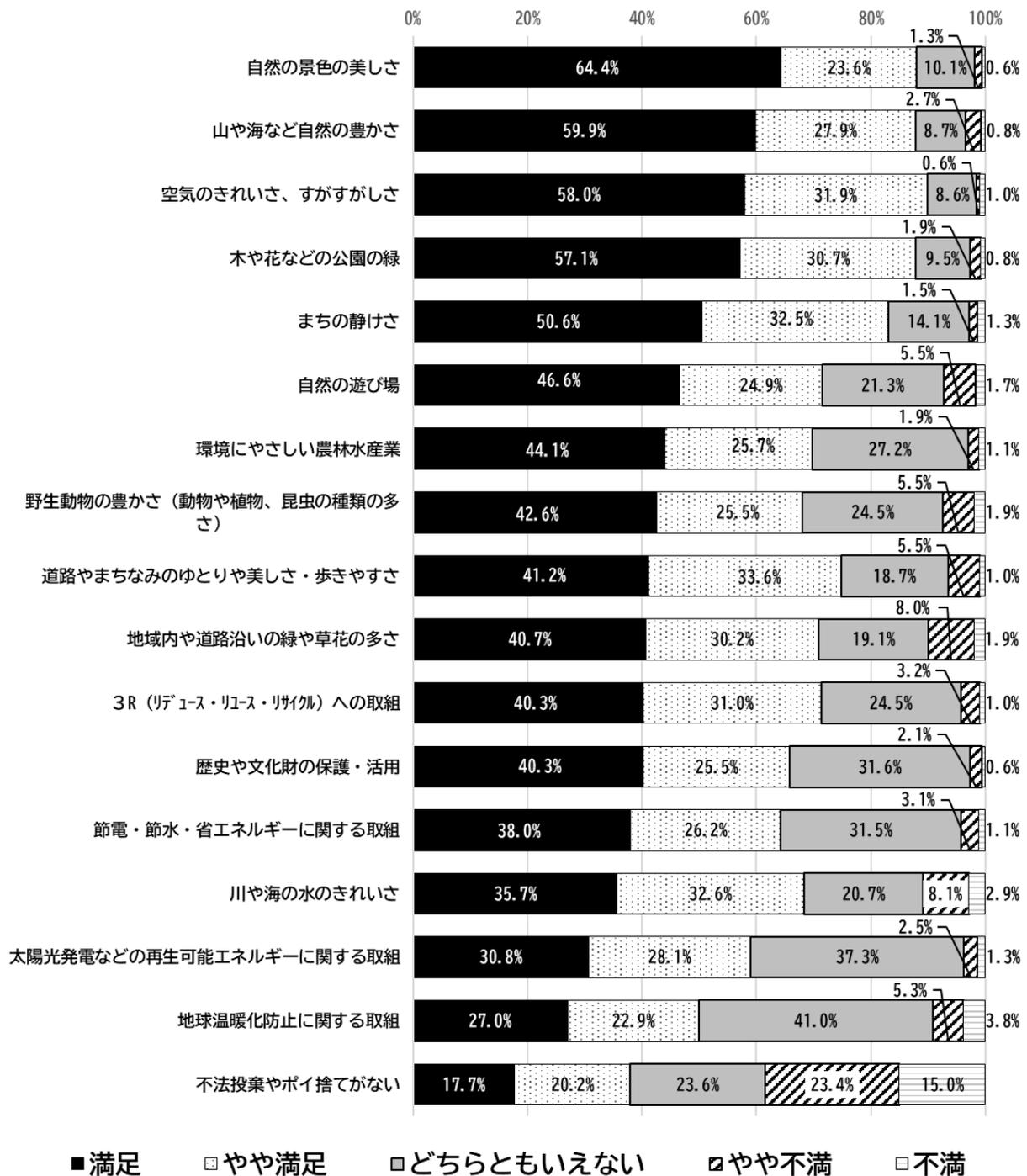
■いつもしている □時々している ▣していないがこれからはしたい ▤これからもするつもりはない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問2 あなたは玉名市の環境にどれくらい満足していますか？

■地域の環境の満足度

□「自然の景色の美しさ」、「山や海など自然の豊かさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「木や花などの公園の緑」、「まちの静けさ」の『満足度（満足とやや満足の合計）』は80%を超えている。
 □「不法投棄やポイ捨てがない」は『不満度（やや不満と不満の合計）』が38.4%と、高くなっている。

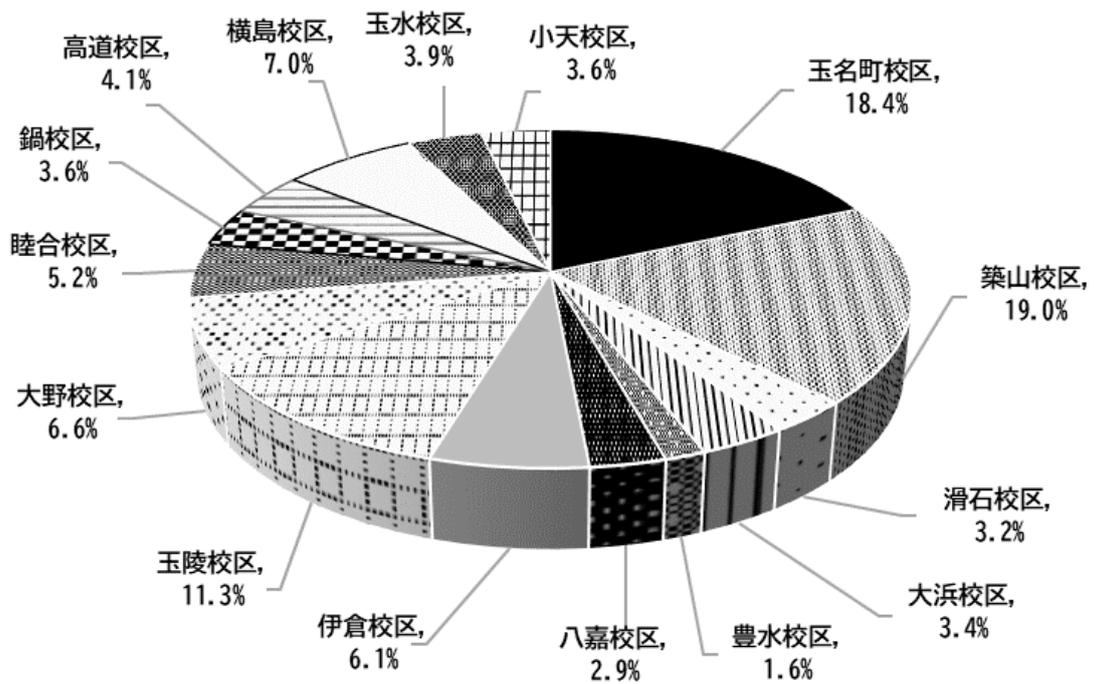


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

(5)中学生アンケート結果

■回答者の属性

住んでいる小学校区は	築山小学校区が 19.0%と最も多く、次いで玉名町小学校区が 18.4%、玉陵小学校区が 11.3%となっている。
------------	---

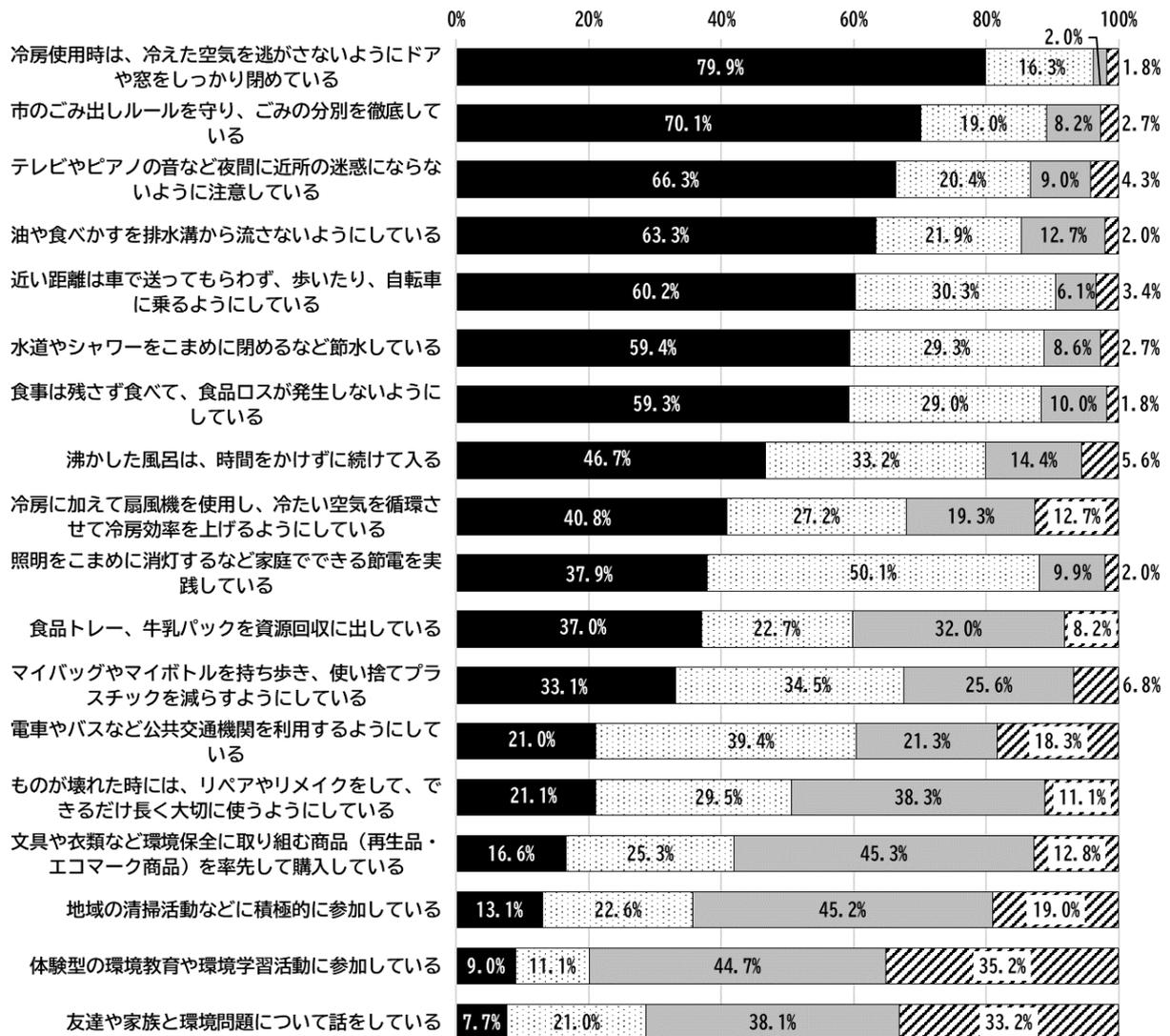


※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

問1 環境保全につながる取組について、現在どの程度実行していますか？また、今後の取組についても教えてください。

■環境保全行動の取り組み状況

- 「冷房使用時は、冷えた空気を逃がさないようにドアや窓をしっかりと閉めている」、「市のごみ出しルールを守り、ごみの分別を徹底している」は『いつも実行している』割合が70%を超えている。
- 「文具や衣類など環境保全に取り組む商品（再生品・エコマーク商品）を率先して購入している」、「地域の清掃活動などに積極的に参加している」、「体験型の環境教育や環境学習活動に参加している」は『実行していないが今後実行したい』割合が40%を超えている。
- 「体験型の環境教育や環境学習活動に参加している」、「友達や家族と環境問題について話をしている」は『今後も実行するつもりはない』割合が30%を超えている。



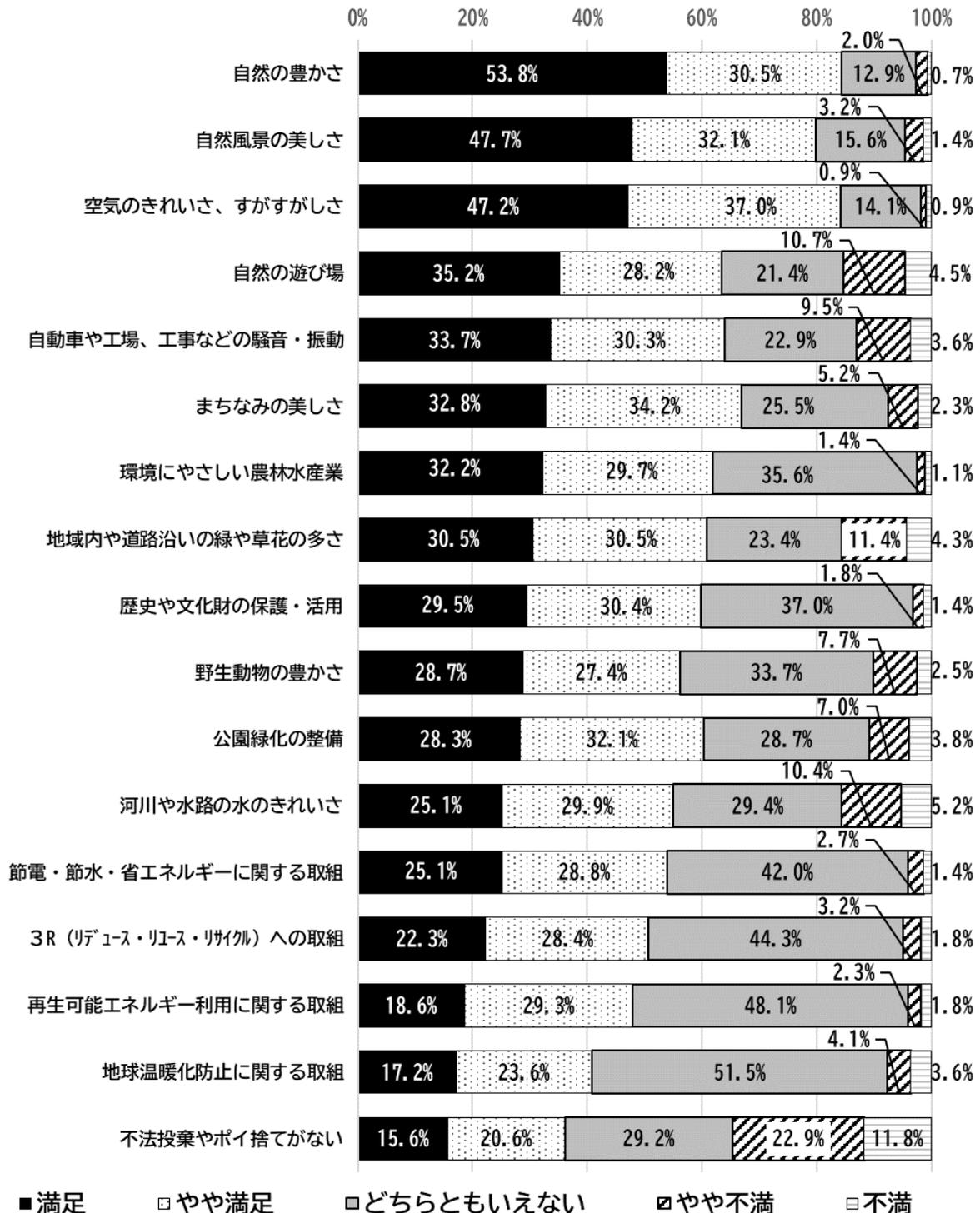
■いつも実行している □時々実行している ■実行していないが今後実行したい ▨今後も実行するつもりはない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問2 玉名市の環境について満足度について教えてください。

■地域の環境の満足度

□「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」の『満足度（満足とやや満足の合計）』は75%を超えている。
 □「不法投棄やポイ捨てがない」は『不満度（やや不満と不満の合計）』が34.7%と、高くなっている。



※割合（％）の値は小数点第二位を四捨五入している

3. 玉名市環境基本条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 3 号

玉名市民は、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々等の豊かな自然に恵まれ、その恩恵を享受してきた。

しかしながら、社会経済活動による資源やエネルギーの大量消費、思いやりに欠ける迷惑行為から生じる今日の深刻な環境問題は、市民生活における身近なごみ問題から人体に影響を及ぼすダイオキシン問題、更には、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等の地球規模での問題等、多種多様である。

もとより、全ての市民には、憲法の本質に鑑み、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利があると同時に、現在の恵まれた環境をより良いものとして、次の世代に引き継ぐ責務がある。

このため、私たちは、環境問題を自らの課題として認識し、これまでの生活様式や事業活動を見直しながら市、市民及び事業者が互いに協調をし、それぞれの責務を果たすことにより、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を目指すため玉名市環境基本条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市の総合的な施策を計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及

び創造上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 環境の創造 生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の充実及び循環型社会の構築等、人がより良い生活を行うための営みをいう。

(4) 公害 環境の保全及び創造上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴っ

て生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(5) 市民 市内に居住し、滞在し、勤務し、若しくは通学する者又は市を通過する者をいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を営む個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代へ継承していくこと。

(2) 市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもと、自主的かつ積極的に、又は相互に連携協力すること。

(3) 人と自然が共生し、循環を基調として、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を実現すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造のために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、参加及び協力を推進しなければならない。

3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適

正な処理、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品及び役務の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、地域の環境を適正に保全しなければならない。

2 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 事業者は、事業活動において、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料及び役務の利用に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたり良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を確保し、自然環境を適正に保全すること。

(3) 地域の特性を生かし、環境の保全に配慮した良好な景観の形成により、心の豊かさが感じられる生活環境を確保すること。

(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用による環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 地球環境の保全のため、市、市民及び事業者が連携協力して、地域における環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、前条各号に定める基本方針に係る総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第 9 条 市長は、施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減され

るよう十分配慮しなければならない。

(規制の措置)

第 10 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第 11 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

2 市長は、市域外において、事業所を設置し、又は事業所の設置を計画している事業者が、本市域内に環境の保全上の支障を来すおそれがあると認めるときは、当該事業者と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 12 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国及び地方公共団体との連携協力)

第 13 条 市は、複数の市町による広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び県その他の地方公共団体と連携協力して推進するものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4. 施策と関連のある SDGs のターゲット

各施策と SDGs のゴールの対応表

SDGs ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第2次玉名市環境基本計画後期計画		●	●	●		●	●		●		●	●	●	●	●		●
便利で快適なまちづくり			●	●		●					●			●	●		●
1-1 住環境の整備・充実			●								●						●
1-2 景観まちづくりの推進			●	●										●	●		●
1-3 水道・下水道等の整備			●			●					●			●	●		●
1-4 安心・安全なまちづくりの推進			●								●						●
1-5 文化・芸術の振興				●													
ゼロカーボンをめざすまちづくり				●			●		●		●	●	●				●
2-1 地球温暖化の防止				●			●		●		●	●					●
2-2 気候変動への対応策の推進				●							●		●				●
豊かな自然を継承するまちづくり											●	●	●	●	●		●
3-1 森林環境の保全											●		●	●	●		●
3-2 山地整備の推進											●	●	●	●	●		●
資源が循環しつづけるまちづくり		●		●							●	●					●
4-1 ごみの分別・減量化の推進		●		●							●	●					●
4-2 ごみの適正処理				●							●	●					●
みんなで進める協働のまちづくり				●										●	●	●	●
5-1 水環境の保全活動				●										●	●	●	●
5-2 情報発信による意識啓発の推進				●										●	●	●	●

SDGs 17のゴールの概要

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		



熊本県 玉名市

第2次玉名市環境基本計画後期計画

令和6(2024)年3月

編集・発行/玉名市 市民生活部 環境整備課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

TEL : 0968-75-1118

FAX : 0968-72-2052

E-mail : kankyo@city.tamana.lg.jp

